主 文

被告が昭和四七年二月二九日付でした昭和四六年特許願第五七一三六号に対する出 願無効処分を取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 原告の申立て、主張

原告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求め、その請求の原因として、次のとおり述

- 原告は、昭和四六年七月二九日、弁理士【A】を代理人として、発明の名称 「電磁リレー装置」について特許出願をした(特許出願の番号昭和四六年特許願第 五七一三六号、以下本件特許出願という。)。
- 被告は、本件特許出願に対し、昭和四七年二月二九日付で出願無効処分をし た。その経過は、次のとおりである。
- 被告は、本件特許出願に関し、昭和四六年一〇月一九日、原告代理人あて に、次の内容の同年九月一四日付手続補正指令書(方式)を発送し、同代理人は、 同年一〇月二〇日これを受領した。

「昭和四六年特許願第五七一三六号に関しこの書面発送の日から三〇日以内に下記 〇印事項の書面を添付した手続補正書を提出しなければならない。 上記の期間内に手続補正書を提出しないときはこの出願を無効にする。 記

- (-)特許出願人の住所又は居所を番地まで正確に記載した願書(街を発音通り に)。
- (-)特許出願人(法人)の代表者名を記載した願書及び会社名を発音通りに。
- (-)代理権を証明する書面(訳文の街及び会社名を発音通りに)。
- (-)特許出願人の国籍を記載した願書。」
- (=)原告出願代理人は、同年一一月四日、被告に対し、次の内容の上申書を提 出した。

「特許出願人の街名、会社名を発音通りに訂正せよとの御指図でありますが、独語 の発音は同国内にあつても地域内に必ずしも共通でないことがありまして、適正な 発音の決定は必ずしも容易でありません。

よつてなるべくは特許庁における御慣行による発音を御高教頂きましてその通り

まってなるべくは特許庁における岬頂行による発音を岬高教頂さましてその通り 訂正いたしたく、右上申いたします。」 これに対し、被告は、同年一二月一日付通知書(発送日同年一二月一〇日)でも つて、「申し出の趣旨は、これを聞き届けない。」との理由に基づき、右上申書を 受理しない旨通知し、原告出願代理人は、同年一二月一一日これを受領した。 (三) 原告代理人は、同年一二月一四日、出願人の住所「ウェールーメル街」と あるを「ウェールーメルストラーセ」と、また出願人の名称末尾の「有限責任会 社」とあるを「ゲゼルシヤフト、ミツト、ベシュレンクテル、ハフツング」と訂正 する旨の手続補正書とこれに添付して右の訂正した願書正副二通を提出した。 これに対し、被告は、昭和四七年一日二〇日付通知書(発送日同年二日一日)で

これに対し、被告は、昭和四七年一月二〇日付通知書(発送日同年二月一日) もつて、右補正書を受理しない旨通知し、原告出願代理人は、同年二月三日これを 受領した。

右通知書の内容は、次のとおりである。

「本書は下記の理由により受理しない。

手続不備。

- 訂正願書に代表者名と国籍を記載されたい。」 (四) 原告出願代理人は、同年三月六日、前記(一)の手続補正指令書の指令どおりに補正をする旨の補正書とこれに添付して右の補正をした願書正副二通を提出 した。
- (五) 被告は、同年四月二五日、「この出願は、期間内に補正書の提出がなかつ 特許法第一八条の規定によつて無効にする。」旨の同年二月二九日付出願 無効処分の謄本を、原告出願代理人あてに発送し、同代理人は、同年四月二七日こ れを受領した。
- (六) 被告は、同年六月一五日付通知書(発送日同年六月二五日)でもつて、

(四)の補正書を受理しない旨、原告出願代理人に通知した。

右通知書の内容は、次のとおりである。

「本書は下記の理由により受理しない。

理由

ー 出願無効処分起案後の差出。」

三 原告は、同年五月二九日、右(五)の出願無効処分(以下、本件出願無効処分 という。)に対し、行政不服審査法に基づく異議の申立てをしたが、右異議の申立 ては、昭和四八年一二月二二日、被告により棄却された。

なお、原告は、右の補正書不受理処分に対しては、同法に基づく異議の申立てをしていない。

四 本件出願無効処分は、被告が特許法第一八条第一項の裁量権を濫用した違法のものであり、取消されるべきである。

前記第二項(一)の昭和四六年九月一四日付手続補正指令書(発送日同年一〇月一九日)によれば、補正書を提出すべき期間は、指令書発送の日から三〇日以おり定められており、右期間内に補正書が提出されなかつたことは、被告主張のとおしてある。しかし、この指定期間経過後の昭和四七年二月一日に被告が発送した同一月二〇日付通知書には、「訂正願書に代表者氏名と国籍を記載されたい。」との指示があるのであつて、これによってみれば、原告出願代理人が、この指示に従い同年三月六日に補正書を提出したことは、妥当な期間内の提出といわなければならては、第二項(六)記載のとおり、この補正書を同年六月理処分にし、一方、この不受理処分に先立ち、同年二月二九日付で、指定期間内に補正書の提出がないとの理由であり、右補に書はる。

被告が、右の経過からして当然受理すべき右補正書を受理せず、当初の手続補正指令書に指定した期間にいたずらに固執して本件特許出願に対し出願無効処分をし、もつて、発明者の永年にわたる研究努力の結晶である発明の内容を検討せず終らしめ、発明者の特許を受ける権利を剥奪したことは、被告が出願無効処分をするについての裁量権を濫用したものといわざるをえず、本件出願無効処分は違法にされた処分であり、取消されるべきである。

第二 被告の申立て、主張 被告指定代理人は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は、原告の負担とす る。」との判決を求め、請求の原因に対する答弁及び主張として、次のとおり述べ た。

ー 請求の原因第一項の事実は、認める。

同第二項(一)ないし(六)の事実中、原告代理人あての各書面を同代理人が受領した日はいずれも知らないが、その余の事実は、認める。

同第三項の事実は、認める。

同第四項の主張は、争う。

- 二 本件出願無効処分は適法にされたものであり、原告主張の裁量権濫用の事実はない。
- (一) 請求の原因第二項記載の手続の経過から明らかなように、同項(一)掲記の手続補正指令書に定められた指定期間内に手続補正書の提出はなく、同期間経過後である昭和四六年一二月一四日にいたり、同項(三)掲記の手続補正書が提出された。同手続補正書には、出願人の住所及び名称を発音どおりに記載した訂正願書が添付されていたが、その余の補正命令事項に対する補正がなかつたので、これに対して昭和四七年一月二〇日付(同年二月一日発送)で不受理処分がされ、右不受理処分は確定した。

原告は、右昭和四七年一月二〇日付書面を補正命令書であるかのように主張するが、同書面はあくまでも前記補正書を受理しない趣旨を表示したものである。すなわち、同書面において、「本書は下記の理由により受理しない」旨の表示がその趣旨であり、その理由として「一手続不備」を挙げ、これに続けて「訂正願書に代表者氏名と国籍を記載されたい。」旨表示されているが、これは手続不備の内容を具体的に示したものであつて、訂正願書に代表者氏名と国籍を記載していない本件補正書を受理しえない意である。

(二) 右補正書不受理処分後かなりの日数が経つても再度補正書は提出されなかつたので、本件特許出願について、昭和四七年二月二九日付で本件出願無効処分がされた。そして、右処分の謄本は同年四月二五日に発送された。

(三) なお、原告は同年三月六日に補正書を郵便で提出しているが、それは石理性出願無効処分後の提出であつたので(ただし、不受理処分通知書には、、不受理処分通知書には、、不受理処分通知書には、、「出願無効処分をの差出」と表示ない。であった。)にである。の一直の手続には、「出願無効処分後の差出」と表示ないが、、「出願無効処分後の差出」と表示ないが、、「一直の手続にないである。」と表示をであり、である。「一直の一方であり、でする。」と表示をであり、である。「一方では、「一方」と、「一方では、」」」」」(「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、」」」」」」(「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、」」」」」」は、「「一方では、「一方では、「一方では、「一方では、「」では、「一方では、「」では、「一方では、「」」」」」は、「一

よつて、原告の本件特許出願に対して指定期間内に補正書の提出がなかつたことを理由にした本件出願無効処分は適法であり、原告の主張は理由がなく、その請求は棄却されるべきである。

第三 証拠(省略)

理 由

ー 請求の原因第一項から第三項までの事実は、原告出願代理人あての各書面を同代理人が受領した日を除いて、当事者間に争いがない。

ここで、以下、本件出願無効処分に、これを取り消すべき瑕疵があるかどうか を検討する。

(一) 特許法第一七条第二項第二号、第一八条第一項の規定によると、「手続がこの法律又はこの法律に基く命令で定める方式に違反しているとき。」、「特許庁長官……は、……相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずるできる。」、「特許庁長官は第一七条第二項の規定により手続の補正をしないとき、の手続を無効にすることができる。」のであり、本件出願無効処分が右法規に基の手続を無効にすることができる。」のであり、本件出願無効処分が右法規に顧いてされたことは明らかである。しかしながら、特許出願無効処分は、特許出願人に対して効力を生ずるためには、それを特許出願人に告知することが必要である。このことは、特許法第一八九条、同法施行規則第一六条が無効の処分の謄本を送達すべき旨を定めていることから明らかであるといわなければならない。従

つて、たとえ、出願無効処分が内部的に成立していても、いまだ特許出願人に告知されず、行政処分としての効力を発生するに至つていない時点において、補正がされ手続の瑕疵が治癒された場合には、特許庁長官は、内部的に成立していた出願無効処分を撤回し、手続を続行すべきであると解するを相当とする。

(二) これを本件についてみると、本件出願無効処分は昭和四七年二月二九日付でされているが、その謄本が原告出願代理人あてに発送されたのは同年四月二五同代であり、そのころ同代理人がこれを受領したことは前記のとおりであるから、同年人が補正を命じられた事項をすべて補正した手続補正書を提出した同年この時点において、本件出願無効処分は、内部的に成立していたと認められるものいまだ行政処分としての効力を生ずるに至つていなかつたことが明らを検討されたと認める場合には、手続を続行すれたものであったといわなければならない。しかるに、被告は、各手続補正書が提出との本件出願無効処分は、この点において原告の利益を不当に要といって、本件出願無効処分は、この点において原告の利益を不当に表述のであって、本件出願無効処分は、この点において原告の利益を不当に表述のであるといわなければならない。

書は受理されるべきことを示しているからである。
神告は、被告の前記昭和四十年一月二〇日付書面はあくまでも原告の昭和四十二月一四日付の補正書を受理しないを示したものである。「訂正願書におれたい。」との文言は、手続不備により補正書を受理したものである。「記書を記載されたい。」との文言は、手続不備によるである。との手続不備の内容を具体的に示したものである。この理代を記載して到底被告主張のようには解しるのである。この理処分をであるに、不受理処分をであるに、不受理処分をであるに、本件出願無効処分をしうるはずであるに、原告出願代するよのに、本件出願無効処分をしずである。「記書の内容を充分に書に代表者に、被告の昭和四六年九月一四日付手続補正指令書の内容を充分に書に代表者に、被告の昭和四六年九月一四日付手続補正指令書の内容を充分に表書に表表を記載せよといつているところからすれば、右記載があればなお手続補正書を記載せよといつているものといわざるをえないのである。

従つて、被告が主張するように、当初の手続補正指令書に指定された期間経過後から、本件出願無効処分がされる間にどのような期間があろうとも、いつたん出願無効処分がされる前に、手続補正指令書により命令された補正をしたと認められる補正書が提出された以上、被告としては、補正がされなかつたものとして出願無効処分をすることはできないものといわねばならない。

(四) なお、原告出願代理人が提出した前記昭和四七年三月六日付の手続補正書は、本件出願無効処分が同代理人に告知された後の同年六月一五日付で、「出願無効処分起案後の差出」との理由で不受理処分にされ、これが確定したことは前記のとおりであるが、本件出願無効処分が違法であることは前説明のとおりであり、その違法性は、右手続補正書が、その後不受理処分にされたことによつて、さかのぼつて治癒されることはない。

三 以上のとおり、本件出願無効処分にはこれを取り消すべき瑕疵があるから、原 告の本訴請求を正当として認容することとし、訴訟費用について民事訴訟法第八九 条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 高林克巳 牧野利秋 木原幹郎)